

授業料免除（1号申請）について（学部・大学院生）

1 対象者

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者（*高知県公立大学法人高知県立大学授業料等に関する規程第12条第1項第1号に該当する者）

2 免除の額

①第12条第1項第1号に該当する者・・・

納付すべき授業料の**全額または半額**

※給付奨学金を受けている学生は、修学支援新制度で受けている授業料免除金額が優先されますが、本学での授業料免除制度での免除額が上回る場合、この制度が採用されます。

3 申請手続及び選考結果

ア 申請は年1回です。授業料免除の申請を希望する者は、ポータルシステムの「お知らせ」又は高知県立大学 HP にある所定の様式に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、提出締切日までに申請してください。

申請締切：7月24日（金）17時 郵送の場合も期限内必着

イ 選考結果

免除者の個人宛決定通知は、**10月中旬**を予定しています。

※修学支援新制度による授業料減免の対象者の方には、本選考結果と修学支援新制度による授業料減免の結果を併せて通知します。

4 その他

全額免除が決定した方は、納付済みの前期授業料を後日還付します。

半額免除が決定した方は、後期授業料の納付は不要です。

詳しくはこちらまで

【文化】永国寺キャンパス 教務・学生支援課

〒780-8515 高知市永国寺町2番22号 TEL：088-821-7105

【看護・社福・健栄】池キャンパス 教務・学生支援課

〒781-8515 高知市池2751番地1 TEL：088-847-8577

◆2号申請について

「1年以内に家計急変があった者を対象とした授業料免除制度」です。

例・家計を主に支えている父(母)が死亡、長期入院により働けなくなったなど

・本人または学資負担者が火災・風水害等による被害を受けたなど

上記の理由等により、家計急変があった場合など緊急を要する場合、別途、教務・学生支援課窓口にご相談ください（随時、申請を受け付けています。）。

授業料免除の主な要件

1 学力基準

- 【1回生】前期の成績のGPA3.30以上（学部）、評点平均が80点以上（大学院）。
 - 【2回生以上】直近1年の成績がGPA3.30以上（学部）、評点が80点以上（大学院）。
- 今年度入学の編入生は、前期の成績がGPA3.30以上。（学部生のみ）

2 家計基準

- ・原則として前年の1年間（令和7年1月1日～同年12月31日）の所得を基準とします。
- ・総所得金額は税法上の所得と異なります。高知県立大学授業料等免除決定基準に定められた方法により、収入の種類、家族の状況等によって総所得金額を認定しています。
- ・基準の公表及び開示は行っていません。

3 その他の要件

- ・なんらかの奨学金の給付又は貸与を受けていること。
※ 奨学金ではなく日本政策金融公庫等の教育ローンを利用している場合や、給付型奨学金を受給している場合はご相談ください。
- ・修業年限内の卒業が可能であること。
※ただし、病気等起因する休学により卒業が延期となる場合は認められることがありますのでご相談ください。

4 授業料について

- ・前期の授業料について、期限まで（4月25日）に納めている、もしくは期限までに延納・分納申請を行い、申請通りに納付されていること。

5 注意事項

- ・申請後、大学が追加書類の提出を求めたにもかかわらず、提出がなかった場合は、選考を行わない場合がありますので、必ず提出してください。
- ・授業料を免除された場合でも、免除の理由が消滅したり、その資格を失った場合は、速やかに授業料免除理由消滅届等を提出してください。
- ・免除の申請について、虚偽の事実が判明した場合は、免除を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

授業料免除申請にかかる必要書類一覧(学部・大学院生)

1. 必ず提出が必要な書類

下記①～⑦の書類は必ず提出してください

必要書類	注意事項	発行先
①希望カード(チェックリスト)		
②授業料免除願(様式1号)		
③家庭調書(様式1号別紙)	・家族について記載してください。いない場合は記載不要です。	
④住民票基本台帳(住民票)	・本人及び同居している全員が記載されたもの※写しでも可 ・本人が家族と別の住所に住民票がある場合は本人の住民票も必要	市町村
⑤家族の所得課税証明書	注: 所得のみの証明では受理できません。 必ず個人ごとの <u>所得課税証明書</u> を添付してください。 就学者を除く全員について必要です。 令和8年度(令和7年分)の証明書を提出して下さい。	市町村
⑥本人の所得課税証明書	注: 令和8年度(令和7年分)の証明書を提出して下さい。	市町村
⑦奨学金の給付又は貸与を受けていることを証明するもの	奨学金貸与決定通知書等、貸与状況が証明できるもの※写しでも可	各奨学金の事務局

2. 該当する場合に提出する書類

下記事項に該当する場合は、右記必要書類を提出してください

授業料免除の審査にかかわる事項	必要書類	発行先
・自宅外通学の場合	住民票で確認できない場合は、アパート契約書の写し等	
・母子・父子家庭の場合	戸籍全部事項証明書	市町村
・年金(恩給・遺族年金等)の受給者がいる場合	年金振込通知書又は年金額改定通知書※写しでも可	日本年金機構等
・失業給付金の受給者がいる場合	雇用保険受給証明書(第1面～第4面を提出してください)※写しでも可	ハローワーク
・令和7年1月以降に離退職した場合	いずれかの書類を提出してください ・退職証明書(退職金の有無・金額が記載されたもの) ・離職辞令+退職所得にかかる源泉徴収票※写しでも可	元勤務先
・令和7年1月以降に就職・転職した場合	給与支給(見込)証明書(賞与等の記載されたもの) ※就職・転職した月から1年間の見込みを記載したものを提出してください	勤務先
・令和7年1月以降に臨時収入があった場合 (退職金・退職一時金・不動産売買・株取引・保険金等)	※該当する場合は、収入について確認できる書類を添付してください ※写しでも可	
・(本人を除く)高校生以上の就学者がいる場合	学生証の写しもしくは在学証明書	在学証明書は 在学学校
・主たる家計支持者が別居している場合 (単身赴任等)	別居のために特別に支出している金額の証明できる書類	
・長期療養者がいる場合 (申請日現在療養中で6ヶ月以上にわたるもの)	①医師の <u>診断書</u> (病名のわかる書類であれば可) ②医療機関の <u>領収書</u> (治療期間・治療費(自己負担分)の記載されたもので、 令和7年1月～同年12月分までの期間のもの)写し	医療機関
・障害のある方がいる場合	手帳全体の写し(手帳全体を)又は医師等の証明書の写し ※期限付きの場合は、期限が切れていないことを確認します ※例: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、原爆被爆者、 戦傷病者手帳等	
・災害等によりしばらくの間収入が見込めない等の事情がある場合	店舗・田畑・船舶等の被災がわかるもの(役場等の罹災証明、世帯主等の申し立て書等被災金額を客観的に証明するもの)を添付してください	
・1年以内に学資負担者が死亡した場合	除籍抄本 若しくは死亡確認できる証明書の写し	市町村

【注意】 コピーする場合はA4用紙にすること。また、サイズの小さい証明書等はA4の紙に貼り付けること。

【提出期限】

7月24日(金) 17時 厳守
(郵送の場合も期限内必着)

*** 担当 ***

【文化】 永国寺キャンパス 教務・学生支援課
〒780-8515 高知市永国寺町2番22号 TEL: 088-821-7105
【看護・社福・健栄】 池キャンパス 教務・学生支援課
〒781-8515 高知市池2751番地1 TEL: 088-847-8577